

当事業所は介護保険の指定を受けています。

高知県指定 第3970102665号

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通りご説明します。

1. 事業者

- (1) 法人名 株式会社 四国ライフケア
- (2) 法人所在地 高知市長浜 1440-1
- (3) 電話番号 088-837-9330
- (4) 代表者氏名 大上 達也
- (5) 設立年月 平成 15 年 12 月 12 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業
- (2) 事業の目的

株式会社四国ライフケア（以下「事業者」といいます。）が設置する指定居宅介護支援事業所 瀬戸虹の夢（以下「事業所」といいます。）において実施する指定居宅介護事業（以下「事業」といいます。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護者等からの相談に応じ、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とします。

- (3) 事業所の名称 指定居宅介護支援事業所 瀬戸 虹の夢
- (4) 事業所の所在地 高知市横浜新町 4 丁目 2403 番地
- (5) 電話番号 088-837-2666
- (6) 事業所長（管理者）西本 智子
- (7) 当事業所の運営方針

当事業所において提供する居宅介護支援においては、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

利用者の人格を尊重し、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、居宅での介護サービスやその他の保険医療サービスなどを適切に利用することができるよう、希望に沿った居宅サービス計画の作成に努める。

地域や家族との絆を重視した運営のもと、関係市町、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的な相談に応じる。

利用者が医療系サービスの利用を希望している場合は、利用者の同意を得て主

治の医師等の意見を求め、この意見を求めた主治の医師に対してケアプランを交付する。

訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に介護支援専門員自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネジャーから主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行う。

利用者やその家族に対し、利用者は計画に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることや、当該事業所を計画に位置付けた理由を求めることが可能であることを説明する。

障害福祉サービスを利用してきた障がい者が介護保険サービスを利用する場合等における、ケアマネジャーと障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進するため、指定居宅介護支援事業者が特定相談支援事業者との連携に努める必要がある旨を明確にする。

(8) 開設年月日 平成 18 年 12 月 22 日

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 高知市

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日 午前 9 時～午後 6 時 (土曜日・日曜日・12 月 30 日～1 月 3 日除く) ※電話等により夜間及び年末年始を含む 24 時間連絡可能な体制をとる
サービス提供時間	月曜日～金曜日 午前 9 時～午後 6 時 (土曜日・日曜日・12 月 30 日～1 月 3 日除く)

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員配置しています。

＜主な職員の配置状況＞ ※ 職員の配置については指定基準を遵守しています。

職種	常勤	常勤 兼務	非常勤	職務の内容
1. 事業所長（管理者）		1 名		事業所の管理及び業務の実施状況の把握・管理
2. 主任介護支援専門員	2 名	1 名		指定居宅介護支援の提供に当たる
3. 介護支援専門員				指定居宅介護支援の提供に当たる
4. 事務員				必要な事務を行なう

5. 居宅介護支援の内容と利用料及びその他の費用について

<居宅介護支援の内容>

居宅介護支援の内容	提供方法	介護保険 適用有無	利用料 (月額)	利用者負担額 (介護保険適用の場合)
① 居宅サービス計画の作成	※別紙 1 に掲げる「居宅介護支援業務の実施方法等について」を参照下さい。	左の①～⑦の内容は、居宅介護支援の一連業務として、介護保険の対象となるものです。	※別紙 2 に掲げる「利用料及びその他の費用について」を参照下さい。	介護保険適用となる場合には、利用料を支払う必要がありません。(全額介護保険により負担されます。)
② 居宅サービス事業者との連絡調整				
③ サービス実施状況把握、評価			※ 保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合には、一旦厚生労働大臣の定める基準の料金を頂きます。当事業所からサービス提供証明書を発行いたしますので、このサービス提供証明書を、後日お住まいの区市町村の窓口に提出して下さい。 後日全額払い戻しを受けることができます。	
④ 利用者状況の把握				
⑤ 給付管理				
⑥ 要介護認定申請に対する協力、援助				
⑦ 相談業務				

<その他の費用の請求及び支払い方法について>

① その他の費用の請求方法等	ア その他の費用の額は、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 20 日までに利用者あてにお届け(郵送)します。
② その他の費用の支払い方法等	ア 請求書の内容を確認のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア) 事業者指定口座への振り込み 高知銀行 針木支店 普通預金 0117129 口座名 株式会社 四国ライフケア (イ) 現金支払い イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)

6. 利用者の居宅への訪問頻度の目安

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度の目安
利用者の要介護認定有効期間中、少なくとも1月に1回

- ※ ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。
- ※ 感染症まん延時は、訪問を控えリモート面談、又は電話での対応となる場合があります。

7. 居宅介護支援の提供にあたっての留意事項について

(1) 利用者は、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求めることができますので、必要があれば遠慮なく申し出てください。尚、当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです (別紙3参照)。

(2) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。

(3) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

(4) 病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えてください。

8. 事故発生時の対応

当事業所は、万全の体制で指定居宅介護支援サービス提供にあたりますが、万一事故が発生した場合には、速やかにご利用者及びそのご家族等へご連絡するとともに事故に遭われた方への救済、事故拡大の防止などの必要な措置を出来る限り講じ、記録を行います。また、ご利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、誠意をもって速やかに対応するものとします。

事業者は、次の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	三井住友海上火災保険株式会社
保険名	超ビジネス保険（事業活動包括保険）
保険概要	施設損害補償・業務遂行損害補償・生産物損害補償・仕事の結果損害補償・支援事業損害補償・受託物損害補償・被害者治療費補償・事故対応費用 等

9. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者 西本 智子
-------------	-----------

- ・当事業所は、虐待防止のための指針を整備します。
- ・当事業所は、成年後見制度の利用を支援します。
- ・当事業所は、苦情解決体制を整備しています。
- ・当事業所は、身体拘束廃止に向けた取り組みの指針を整備します。
- ・当事業所は、従業者に対する人権擁護・虐待防止・身体拘束廃止の委員会及び啓発するための研修を定期的に行います。
- ・当事業所は、従業者が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できるメンタルヘルス・ハラスメント（ご利用者・ご家族含む）体制を整えるほか、従業者がご利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- ・サービス提供中に、当事業所の従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待や身体拘束を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村等に通報します。

10. 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

11. 記録の整備

指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、サービス提供の完結した日から5年間保存します。

12. 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施します。
- ④感染がまん延している場合、サービス担当者会議は利用者・家族の同意を得てテレビ

電話装置等を活用し実施します。その際は、厚労省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守します。

1 3. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 4. 苦情の受付について(契約書第 20 条参照)

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の窓口にて受付けております。

○ 苦情受付窓口（担当者）

職名 管理者 氏名 西本 智子

○ 受付時間

月曜日～金曜日 9：00～18：00

電話番号 088（837）2666

(2) 当事業所は、第三者委員の設置はありません。

(3) 行政機関その他苦情受付機関

高知市介護保険課事業係	Tel 088-823-9972
国民健康保険団体連合会	Tel 088-820-8410 088-820-8411
高知県高齢者福祉課	Tel 088-823-9786

居宅介護支援業務の実施方法等について

1 居宅介護支援業務の実施

- ① 事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- ② 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。
- ③ 指定居宅介護支援の利用の開始に際し、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができ、また居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

2 居宅サービス計画の作成について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。
 - ア 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族に面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
 - イ 利用する居宅サービス等の選択にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関する情報を利用者またはその家族に提供します。
 - ウ 介護支援専門員は、利用者に対して居宅サービスの内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。
 - エ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から、専門的な見地からの情報を求めます。
- ② 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。
- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者またはその家族に対して説明します。
 - ア 介護支援専門員は、利用者の居宅サービス計画の原案への同意を確認した後、原案に基づく居宅サービス計画を作成し、改めて利用者の同意を確認し、同意を得られた場合、
居宅サービス計画に位置付けされた居宅サービス事業者に居宅サービス計画を交付します。（居宅サービス計画の変更・更新時も含みます。）
 - イ 利用者は、介護支援専門員が作成した居宅サービス計画の原案に同意しない場合には、事業者に対して居宅サービス計画の原案の再作成を依頼することができます。

3 サービス実施状況の把握、評価について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後において、居宅サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- ② 上記の把握に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するとともに一月に一回、モニタリングの結果を記録します。
- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。
- ④ 介護支援専門員は、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、事業者は利用者に介護保険施設に関する情報を提供します。

4 居宅サービス計画の変更について

事業者が居宅サービス計画の変更の必要性を認めた場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画の変更を、この居宅介護支援業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。

5 給付管理について

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

6 要介護認定等の協力について

- ① 事業者は、利用者の要介護認定または要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。
- ② 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護または要支援認定の申請を利用者に代わって行います。

7 居宅サービス計画等の情報提供について

利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、利用者の居宅サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、居宅サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。

利用料及びその他の費用について

①利用料（ケアプラン作成料）

区分・要介護度			基本単位	利用料
居宅介護支援費（Ⅰ）	(i) 介護支援専門員 1 人当りの利用者数が 45 未満又は 45 以上である場合においての、45 未満の部分	要介護 1・2	1,086	10,860 円
		要介護 3・4・5	1,411	14,110 円
	(ii) 介護支援専門員 1 人当りの利用者数が 45 以上である場合においての、45 以上 60 未満の部分	要介護 1・2	544	5,440 円
		要介護 3・4・5	704	7,040 円
	(iii) 介護支援専門員 1 人当たりの利用者数が 60 以上である場合においての、60 以上の部分	要介護 1・2	326	3,260 円
		要介護 3・4・5	422	4,220 円

<加算項目>

	サービス単位	サービス利用料金	内 容
初回加算	300 単位	3,000 円／月	1 新規にケアプランを策定した場合に算定 2 要支援者が要介護認定を受けた場合に算定 3 要介護状態区分の 2 段階以上の変更認定を受けた場合に算定
入院時情報連携加算（Ⅰ）	250 単位	2,500 円／月	利用者が病院・診療所に入院後入院した日のうちに、病院・診療所の職員に対し、利用者の必要な情報を提供した場合に算定。（方法を問わず）
入院時情報連携加算（Ⅱ）	200 単位	2,000 円／月	利用者が病院・診療所に入院した日の翌日又は翌々日に病院・診療所の職員に対し、利用者の必要な情報を提供した場合に算定。（方法を問わず）

退院・退所 加算 (Ⅰ) イ	450 単位	4,500 円／回	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により 1 回受けた場合に算定。
退院・退所 加算 (Ⅰ) ロ	600 単位	6,000 円／回	上記イにおける情報提供をカンファレンスにより 1 回受けた場合に算定。
退院・退所 加算 (Ⅱ) イ	600 単位	6,000 円／回	(Ⅰ) イにおける情報提供を 2 回以上受けた場合に算定。
退院・退所 加算 (Ⅱ) ロ	750 単位	7,500 円／回	(Ⅱ) イにおける情報提供のうち 1 回以上はカンファレンスにより受けた場合に算定。
退院・退所 加算 (Ⅲ)	900 単位	9,000 円／回	(Ⅰ) イにおける情報提供を 3 回以上受け、うち 1 回以上はカンファレンスにより受けた場合に算定。
通院時情報 連携加算	50 単位	500 円／回	利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画書に記録した場合に算定。

<減算項目>

	サービス単位数	内容
要介護 1・2 要介護 3・4・5	所定単位数の 95%を算定	1 居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物又は同一の建物に居住する利用者が対象となって算定。 2 居宅介護支援事業所における 1 ヶ月あたりの利用者が同一建物に 20 人以上居住する建物に居住する利用者が対象となって算定。

②その他の費用について

交通費

ご利用者の居宅が通常の事業の実施地域以外の場合、運営規定の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。尚、自動車を使用した場合は、次の額を請求いたします。

事業所より 20 k mを超えた場合	500 円
それ以降 5 k m毎に加算	250 円

☐前期（3月1日から8月末日）

☒後期（9月1日から2月末日）

1. 前 6 ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

1) 訪問介護事業	32.43 %
2) 通所介護事業	60.84 %
3) 地域密着型通所介護事業	34.67 %
4) 福祉用具貸与事業	72.88 %

2. 前 6 ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの同一事業者によって提供されたものの割合

	訪問介護事業	通所介護事業	地域密着型 通所介護事業	福祉用具貸与事業
1	【 26.74 %】 事業所名： 訪問介護事業所 よこはま	【 57.26 %】 事業所名： デイサービス 瀬戸 虹の夢	【 57.87 %】 事業所名： にじいろじかん針 木	【 29.08 %】 事業所名： (株)トーカイ
2	【 21.29 %】 事業所名： ケアサポート ゆ いまある	【 11.88 %】 事業所名： デイサービスセン ター リハライフ	【 10.65 %】 事業所名： デイサービス はち	【 18.51 %】 事業所名： 株式会社 PLASSG
3	【 14.86 %】 ヘルパーステーシ ョン ゆずりは	【9.77%】 事業所名： デイサービスセン ターよこはま	【 9.73 %】 事業所名： デイサービス スマイル	【 9.92 %】 事業所名： 土佐ガス株式会社 aico